

平成 2 6 年

教育福祉常任委員会  
会 議 録

期日：平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日（水）

場所：大曲庁舎 3 階 大会議室

大 仙 市 議 会

# 大仙市議会教育福祉常任委員会会議録

---

日 時

平成26年12月10日（水曜日） 午前10時00分～午後12時03分

---

会 場

大仙市役所3階 大会議室

---

出席議員（7人）

3番 細谷洋造	5番 後藤健	7番 石塚 柏
10番 小山緑郎	12番 佐藤芳雄	21番 児玉裕一
24番 大山利吉		

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

健康福祉部長兼福祉事務所長 小野地 淳 司	健康福祉部次長兼社会福祉課長 大屋 敷 忠 之
健康福祉部次長兼地域包括支援センター所長 逸 見 博 幸	健康福祉部次長兼生活支援長 小 松 正 忠
児童家庭課 高橋 利 省	健康福祉部次長兼健康増進センター所長 豊嶋真紀子
教 育 長 三 浦 憲 一	教育指導部長 小 笠 原 晃
生涯学習部長 滝 沢 清 寿	教育指導部次長兼教育総務課長 佐 藤 彰 洋
教育指導部次長兼教育指導課長 千 田 寿 彦	生涯学習部次長兼生涯学習課長 山 谷 喜 元
文化財保護課長 細 川 良 隆	ス ポ ー ツ 振 興 課 長 伊 藤 優 俊

---

議会事務局職員出席者

副 主 幹 田口美和子

---

第 1 大仙市太田北部地区多目的研修センター条例の制定について

第 2 大仙市立太田農村環境改善センター条例の制定について

第 3 大仙市多目的運動広場条例の制定について

- 第 4 大仙市民プール等の指定管理者の指定について
- 第 5 大仙市西仙北緑地運動広場野球場等の指定管理者の指定について
- 第 6 大仙市太田トレーニングセンター等の指定管理者の指定について
- 第 7 大台スキー場の指定管理者の指定について
- 第 8 平成26年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）
- 第10 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情
- 第11 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
- 第12 介護従事者の処遇改善を求める陳情書
- 第13 介護従事者の処遇改善を求める陳情

---

午前10時00分 開 会

○委員長（小山緑郎） おはようございます。本日は大変ご多用のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。また、先月の視察研修の際は本当に皆さんご苦労様でした。また、同行いただきました部長さん方に本当にご協力いただきありがとうございます。感謝申し上げたいと思います。それでは、ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。当委員会に付託された事件につきまして、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いしたいと存じます。

はじめに、三浦教育長の方からご挨拶をお願いしたいと思います。

○教育長（三浦憲一） おはようございます。本会議に引き続き、常任委員会ということで教育委員会関係、よろしくご審議賜りたいと思います。今回は、施設関係、条例制定3件、それからスポーツ施設等の指定管理者の指定、これ4件、あとは一般会計、特別会計補正予算等ございますので、よろしくご審議の程お願い申し上げたいと思います。それから今年は国文祭関係ということで、生涯学習課を中心に大変な頑張りの中で好評であったということで有り難かったなとこう思っております。さらにはもう1つ、今資料をあげさせていただきました。全国体力運動能力調査結果という資料でございます。2,014年の締めくくりに相応しい、秋田県そのものが小学校、中学校とも上位なわけですが、ちょっぴり下がりました、今年は。そういう中で大仙の子ども達が、さらに全国・秋田県よりも上回っている体力運動能力調査という結果が出ましたので、そうい

う面では学力、それから体の面も文武両道で、2014年を締めくくってくれているなということで、大変こう嬉しく思っているところであります。なんとか議員の皆さまの教育に対する予算も含めまして、絶大なるご支援のお陰でないかなとこう思っておりますので、どうか今後とも、よろしく願い申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小山緑郎） ありがとうございます。それでは、早速審査に入ります。

議案第162号「大仙市太田北部地区多目的研修センター条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。山谷生涯学習部次長兼生涯学習課長。

○生涯学習部次長兼生涯学習課長（山谷喜元） 議案第162号「大仙市太田北部地区多目的研修センター条例の制定について」をご説明申し上げます。資料No.1の議案書は60頁から64頁になりますのでよろしくお願いいたします。太田北部地区多目的研修センターの管理は、現行条例ではその管理を指定管理者が行うものとして規定しておりましたが、平成27年度から直営で管理することに伴い、現在12条からなる条例を18条までとして、市または指定管理者のいずれでも管理ができるよう所要の規定の整備を行うものであります。なお、改正にあたりまして、第3条から第5条までの利用に関すること、第6条の使用料に関すること、第7条の使用料の減免、第8条の使用料の不還付等、それと第16条の原状回復義務、第17条の損害賠償義務など8箇条を追加しております。その他2つの条を削除して、第9条から第11条までの指定管理に関することなどの残りの条文を一部改正したため、広範囲・大幅なものであることから使用料の額も含め、実状に合わせて全部改正の方式としております。施行期日は平成27年4月1日からとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第163号「大仙市立太田農村環境改善センター条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。山谷生涯学習部次長兼生涯学習課長。

○生涯学習部次長兼生涯学習課長（山谷喜元） 議案第163号「大仙市太田農村環境改善センター条例の制定について」をご説明申し上げます。議案書は65頁から69頁になります。先程の条例と全く同じような感じになりますけれども、現行条例ではその管理を指定管理者が行うものとして規定しております。それを、市または指定管理者のいずれでも管理ができるよう所要の規定の整備を行うものであります。先程と同じように、第3条から第5条までの利用に関すること、第6条の使用料、第7条の使用料の減免、第8条の使用料の不還付、第16条の原状回復義務、第17条の損害賠償義務など8箇条を追加しております。その他2つの条を削除し、第9条から第11条までの指定管理に関することなどの残りの条文を一部改正しております。使用料の額も含め、実状に合わせて全部改正の方式とさせていただきました。施行期日は平成27年4月1日からしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認め、これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第164号「大仙市多目的運動広場条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、資料No.1 議案書の70頁から74頁になりますのでご覧願います。議案第164号「大仙市多目的運動広場条例の制定」についてご説明いたします。太田地域の多目的運動広場と多目的グラウンドにつきまして、現行条例ではその管理を指定管理者が行うものとして規定しておりましたが、平成27年度から、太田町齊内北開にあります多目的グラウンドを直営で管理することに伴いまして、現在11条からなる条例を19条までとして、市または指定管理者のいずれでも管理ができるよう所要の規定を整備するものでございます。なお、改正にあたりましては、第3条から第6条までの利用に関すること、第7条から第9条までの使用料に関すること、第15条の利用料金の減免に関すること、第17条の原状回復義務、第18条の損害賠償義務など10箇条を追加し、2つの条を削除、その他一部改正と広範囲・大幅なものであることから、使用料の額も含め、実状に合わせて全部改正の方式としております。また、施行期日は平成27年4月1日からとしております。

以上、ご説明いたしました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第178号「大仙市民プール等の指定管理者の指定について」を議題いたします。当局の説明を求めます。伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、同じく議案書の88頁をご覧ください。議案第178号「大仙市民プール等の指定管理者の指定」についてご説明いたします。平成20年度から指定管理者制度を導入しました、大曲地域屋内スポーツ施設の指定管理期間更新にあたり「大曲スポーツクラブ」を非公募として、引き続き今後5年間の更新をすることについて、去る10月10日開催の選定委員会におきまして、同団体が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。なお「大曲スポーツクラブ」は、国のスポーツ基本計画に基づいた地域コミュニティの中心となる総合型地域スポーツクラブとして、平成18年に発足し、地域スポーツ振興の核として活動している大仙市のパイオニア的スポーツクラブでもあります。市が今年度策定した「第2次大仙市スポーツ推進計画」でも、総合型地域スポーツクラブの育成・支援、地域住民による自主的・主体的な運営を推進しており、文部科学省が施策として公共スポーツ施設を、事務の効率化や地域住民へのサービス向上に配慮しつつ、総合型地域スポーツクラブの活動の場として有効活用できるよう指定管理者とするなど、管理運営の弾力化を図るとしていることなどから、利用者の平等利用とサービスの向上、さらには施設の効用を最大限に発揮できることの期待が評価されて選定に至ったものと認識しております。指定期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までとなります。なお、指定管理料につきましては、総務課の方から配布されていると思います。議案として提出した指定管理者の指定管理料一覧A3版のものに記載されておりますので割愛させていただきます。

以上、ご説明いたしました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。後藤委員。

○委員（後藤健） すみません。これ、ちょっと非常に細かい話ですみませんけれども、今もちょっと話した、この議案として提出したこの資料のところ見れば、増加の要因として清掃を分けたというふうに書かれていますけれども。これそうすれば指定管理で清掃をお願いして、今まで市で一括をお願いしてらったのを、指定管理の方でお願いすることだすよな。これはあれなもんだすか、経費的には、やっぱり今までよりはちょ

っとあがるものですか。市でお願いしている分、そっちを除外すれば市の部分は減ることになると思うんですけども、指定管理でお願いする分、当然増えるから今増額なったという話だと思うんですけども、それ比べれば非常にそんな多分大きい額ではないんでしょうけれども、どれくらい違うものなのか。

○委員長（小山緑郎） 伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） 今おっしゃるとおりでございます。本年度まで大曲体育館、それから武道館をこの本庁舎と一緒に清掃管理業務を委託しておりまして、管財課の方で一括して支払いをしております。それを平成27年度から大曲体育館と武道館の分を分けまして、指定管理料の中に含めさせていただいております。金額といたしましては約300万円程になりますが、指定管理料の方が増額となりまして、市の管財課の方の本庁舎と大曲体育館、武道館と合わせて持っていたものを、武道館、体育館の分がその分300万円ほど減ることになります。以上です。

○委員長（小山緑郎） 後藤委員。

○委員（後藤健） まず変わらないということ。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） プラスマイナスゼロという感覚でよろしいかと思いません。

○委員長（小山緑郎） よろしいですか。

○委員（後藤健） ありがとうございます。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第179号「大仙市西仙北緑地運動広場野球場等の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤スポーツ振興課長。



○スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、同じく議案書の８９頁をご覧ください。議案第１７９号「大仙市西仙北緑地運動広場野球場等の指定管理者の指定」について、ご説明いたします。こちらも、大曲地域屋内スポーツ施設同様に、平成２６年度で指定管理期間が満了となる西仙北地域スポーツ施設の指定管理期間更新にあたり、指定管理者を公募したところ、この３年間管理しておりました「株式会社オーエンス」１社のみ応募があり、去る１０月１０日開催の選定委員会におきまして、同社が選定されたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお「株式会社オーエンス」は、これまでの管理実績と、職員の教育研修を実施して心構えや、接遇マナー、危機管理、コンプライアンスなどの徹底、緊急災害時に備えた飲料水の施設内備蓄、独自のホームページや広報誌による情報提供、楽天野球塾などの自主事業開催等が評価されて選定に至ったものと認識しております。指定期間は、平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までとなります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。後藤委員。

○委員（後藤健） すみませんね。さっきと同じ資料なんですけども、指定管理料の２８年度から２９年度の指定管理料の減少の要因は、営業努力で利用客を伸ばしますよというふうに書かれてますけれども、これもし伸びなかった場合はどうなるんですか。

○委員長（小山緑郎） 伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） 指定管理の申請にあたりまして、指定管理者の方から実績を伸ばしますよと、それで指定管理料を減らすことが可能ですということで協定書を結んでございますので、例えば実績がもし伸びなかったとしても、それは指定管理者者の負担になるということになります。以上です。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（後藤健） いいです。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(小山緑郎) 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(小山緑郎) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第180号「大仙市太田トレーニングセンター等の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長(伊藤優俊) それでは、同じく議案書の90頁をご覧ください。議案第180号「大仙市太田トレーニングセンター等の指定管理者の指定」について、ご説明いたします。こちらも、平成26年度で指定管理期間が満了となる太田地域スポーツ施設の指定管理期間更新にあたり、「太田町生活リゾート株式会社」を非公募として、引き続き今後5年間の更新をすることについて、10月10日開催の選定委員会において、同社が選定されましたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお「太田町生活リゾート株式会社」は、これまで地域のスポーツ団体やJ A等とのタイアップした事業展開、自主事業の実績と、スポーツエリア内の関連施設や温泉施設、そして総合型地域スポーツクラブや地域サークルと連携した今後の事業展開に期待できることなどが評価されて選定に至ったものと認識しております。指定期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までとなります。

以上、ご説明いたしました。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(小山緑郎) 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(小山緑郎) なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(小山緑郎) 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第181号「大台スキー場の指定管理者の指定について」及び、議案第184号「平成26年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第3号）」は関連がありますので一括して議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、同じく議案書の91頁をご覧ください。議案第181号「大台スキー場の指定管理者の指定」について、ご説明いたします。こちらにも、平成26年度で指定管理期間が満了となる「太田大台スキー場」の指定管理期間更新にあたり、「太田町生活リゾート株式会社」を非公募として、引き続き今後5年間の更新をすることについて、10月10日開催の選定委員会において、同社が選定されましたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、「太田町生活リゾート株式会社」はこれまでもスキー連盟等と連携したイベントや、温泉施設との連携によるパック企画など、利用者のサービス向上に取り組んでおり、冬季以外はスキー場運営の他に、スカイスポーツ、散策、キャンプ、黄桜まつりや日曜日限定の地元産「十割そば」を提供するなど、通年利用できる施設運営に取り組んでおります。また、今後も地産地消への取り組みなど、地域に密着した自主事業の展開も期待できることなどが評価されて、選定に至ったものと認識しております。指定期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までとなります。

続きまして、資料No.4補正予算書〔12月補正②〕という資料の19頁から21頁をご覧ください。議案第184号「平成26年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。これは、20頁の第1表に記載しております、議案第181号でご説明申し上げました大台スキー場の指定管理に係る債務負担行為の設定と補正をお願いするものでございます。太田大台スキー場の指定期間を平成27年度から31年度までの5年間とし、指定管理料の限度額を29,916千円に定めるものでございます。財源につきましては、全て一般財源によるものでございます。

以上 ご説明いたしました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本2件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のうち、教育委員会所管の予算についてを議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、また同じく資料No.4補正予算書〔12月補正②〕の5頁をご覧ください。議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のスポーツ振興課所管分について、ご説明いたします。これは、第2表、5頁の上から2段目、3段目、4段目に記載しておりますが、先ほど議案第178号から180号までご説明申し上げました大曲、西仙北、太田の各地域におけるスポーツ施設の指定管理に係る債務負担行為の補正をお願いするものでございます。はじめに、大曲地域屋内スポーツ施設（プール、体育館、武道館）の指定期間を平成27年度から31年度までの5年間とし、指定管理料の限度額を1億6万9千円に定めるものでございます。次に、西仙北地域スポーツ施設（緑地運動広場野球場、グラウンド・ゴルフ場、スポーツセンター）の指定管理期間を平成27年度から29年度までの3年間とし、指定管理料の限度額は3千19万5千円に定めるものでございます。同じく、太田地域スポーツ施設（トレーニングセンター等）につきましても、指定期間を平成27年度から5年間とし、指定管理料の限度額を9千114万7千円に定めることとしております。17頁には、財源が記載されておりますが、全て一般財源によるものでございます。

以上 ご説明いたしました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） この後も説明が続きますが、課ごとに質疑を行っていきたく思いますので、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認めます。それでは、ただいまの説明に対しまして、質疑がございましたらお願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、細川文化財保護課長。

○文化財保護課長（細川良隆） よろしくお願いいたします。同じく補正予算の文化財保護課の所管分についてご説明申し上げます。「主な事業の説明書（12月補正予算②）」の12頁、これでご説明させていただきます。12頁になります。補正をお願いするのは、「払田柵跡土地買上事業費」についてであり、補正前の4,957千円に6,436千円を追加して、補正後の金額を11,393千円とするものであります。この事業は、文化財保護法及び払田柵跡第2次保存管理計画に基づき、遺跡の保護及び整備活用のために重要な土地について公有化を行うものであり、市の主要文化的資産として、観光振興も視野に入れながら地域活性化も目的に進める事業となっております。目標の数値としましては、平成35年度までに208,523平方メートルを買上することとし、今回買上を予定する土地を含めまして、平成26年度末には185,639平方メートルまで買上げが進み、率にして89.03%の進捗となるものであります。補正が必要な事業の概要につきましては、別添の「買上予定位置図」をご覧願いたいと思います。横向きを図面となります。位置を赤色、内容は囲みで記載いたしておりますが、この場所は、この9月に住宅建設に伴いまして発掘調査を行い、史跡の外柵の材木堀が発見され、遺構の保存・保護を行う必要があると認められたことから、今回国の補助を受けて民有地である当該土地の買い上げと、それに伴う補償を行うための経費を追加していただくものであります。具体的には、宅地一筆377.62平方メートルを取得と、建物等の補償に6,212,558円、それに不動産鑑定業務等の委託料などを合わせて6,436千円を補正でお願いするもので、国庫補助率は80%となっております。これまでの成果と今後につきましては、土地を公有化することによりまして、重要な遺跡が将来にわたり保護できまして、史跡の調査と環境整備や多面的な活用が可能になりますので、保存管理計画等の見直しも行いながら継続していく事業と考えております。

説明は以上であります。どうかよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。大山委員。
- 委員（大山利吉） 課長、これちょっと教えてけれ。低温倉庫あるすべ、農協の。あれ千畑さ向かっていけば左側だがや、後藤さんという家だな、土地。んだよな。
- 文化財保護課長（細川良隆） はい。
- 委員長（小山緑郎） 大山委員。
- 委員（大山利吉） せば、池田の分家からもっと千畑さずっと行った方だな。
- 委員長（小山緑郎） 細川課長。
- 文化財保護課長（細川良隆） 池田の分家の西側に位置する場所です。
- 委員長（小山緑郎） 大山委員。
- 委員（大山利吉） 後藤さんの家も解体するということで。しない。
- 委員長（小山緑郎） 細川課長。
- 文化財保護課長（細川良隆） 今回の関係者は後藤たけるさんという方でございます。住宅の改築計画がございまして、ご自分で宅地を解体したというようなことで、改めてその場所に住宅を建築したいというようなことで協議を受けまして、場所が指定位置のちょうどはずれといえますか、外柵があると思われる推定ラインに位置してまして、調査が必要だということになりまして、調査したところ、遺跡が見つかったというようなことがございまして、住宅の解体はご自分で解体されまして、残っておる建物、或いは宅地等について今回補償をお願いするものであります。
- 委員長（小山緑郎） 大山委員。
- 委員（大山利吉） 残った建物を解体することだすべ。んだすよな。それは景観は関係なく、あくまでもその下に史跡があるということでやることだすな、払田柵に対する景観。
- 委員長（小山緑郎） 細川課長。
- 文化財保護課長（細川良隆） ご質問にお答えいたします。今回の買い上げ・補償につきましては、遺跡の直上に建物があるというようなことで、景観とは別にしまして遺跡を保護するための買い上げとなっております。
- 委員長（小山緑郎） 大山委員。

○委員（大山利吉） ごめんね、何回もすみません。これはこれで今分かったけど、払田 柵の景観という観点からみると、このあとは移転とか解体という個人の家は対象となる ところはないですか。

○委員長（小山緑郎） 細川課長。

○文化財保護課長（細川良隆） お答えいたします。景観の部分では1カ所及び景観の部 分に同時に柵の直上に住宅が1軒ございまして、それはできれば新年度にお願いしたい というような計画をもっております。また、今回の後藤さんの北側に位置する部分につ きまして、ずっと前から昭和以前から住まいを構えている方が2軒ほどございまして、 そこも、今度景観とは別に補償というようなことでいくのではないかというふうに思っ ておるところです。

○委員長（小山緑郎） 大山委員。

○委員（大山利吉） はい、すみません。27年度当初さ、その分は入ってくるというこ とだすな。

○委員長（小山緑郎） 細川課長。

○文化財保護課長（細川良隆） お答えします。そうです。27年度について改めて1軒 の補償をお願いをしたいというふうに思っております。

○委員長（小山緑郎） よろしいですか。

○委員（大山利吉） すみません、ありがとうございました。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、佐藤教育指導 部次長兼教育総務課長、説明をお願いします。

○教育指導部次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） それでは、教育総務課所管分についてご説 明申し上げます。私の方では同じく資料No.4の大仙市補正予算〔12月補正②〕の15 頁をお開き願いたいと思います。事業名は「教育文化基金積立金」であります。補正前 の額が942千円、補正額782千円、補正後の額が1,724千円にするものでござ います。今回の積立金は、今年10月26日に大曲市民会館で行われました「佐藤卓史 ピアノリサイタル～ウイーンとベーゼンドルファーのゆうべ」の収益金全額を受納した もので、当該寄付金は寄付者の意向を踏まえまして、心のプロジェクト「夢の教室」事

業に活用するものでございます。補正額の財源内訳は、全てその他財源、寄付金として受けるものでございます。

次に、今度、主な事業の説明書の方お聞き願いたいと思います。資料No.4-1です。主な事業説明書の10頁をお聞き願いたいと思います。事業名は「学校施設天井等落下防止対策事業費」でございます。内容につきましては、小・中学校施設の天井等落下防止対策についてであります。補正額は補正前の額が67,690千円、補正額11,046千円、補正後の額が78,736千円になるものでございます。この事業の目的は、再三皆さまにご説明しておりますけれども、屋内運動場等の天井等非構造部材の落下防止対策を推進するためでございます。災害時に児童生徒への被災を予防し、それから避難所としての機能を確保することが目的でございます。今回の事業は、今まで実施設計をお願いし、また、今年度につきましては2校の学校が工事の発注になってございますけれども、実施設計の行われていない残りの小・中学校の実施設計の委託料を計上してございます。事業の概要の下の方に委託料の内訳として掲載してございますが、小学校花館小学校から太田北小学校までの13校、それから平和中学校から仙北中学校までの7校、合計20校の委託料でございます。これらの学校につきましては、吊り天井のない屋内運動場をもっている学校でございます。これですべての小・中学校の実施設計が完了し、今後は平成27年度に工事着工し早期完成を目指すものでございます。補正額の財源内訳につきましては、市債といたしまして、事業債10,900千円、残り一般財源146千円でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。児玉委員。
- 委員（児玉裕一） 恐らくこれ天井高いべがら恐らく足場組んどとか何かでやることだと思います。それで、体育館とか見ればちょっとライトの暗いのなんてあるんだすよな。それでもしできれば、その機会にライトの掃除とか何がでもやってもらえれば大変有り難いなと思うんだども、その辺りなんたなもんだすか。
- 委員長（小山緑郎） 佐藤次長。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 今回の落下防止対策、当然照明も該当になってございます。そして該当になって、補強が必要な場合には、一応こちらといたし



ましてはLEDに取り替えをしていきたいと、この機会に。それでそれをもって今度はそういうふうな形で徐々に取り替えをしていきたいなというふうな、執行部の意向でもございますし、それに沿ってこの事業を展開してまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（児玉裕一） はい。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、千田教育指導部次長兼教育指導課長、説明をお願いします。

○教育指導部次長教育指導課長（千田寿彦） 教育指導課所管分について、ご説明いたします。資料をご覧くださいますが、資料は資料No.4-1、今吊り天井の説明をされた10頁の次の11頁、よろしく願いいたします。「教育振興費補助金各種大会派遣費補助金（小・中学校分）」であります。補正額は2,232千円を一般財源からお願いして補正後83,652千円とするものであります。本事業の目的、目標項目のところにございますとおり、学校教育活動の一環としての対外的な部活動、中でも学校体育団体、或いは地方公共団体が主催・共催する大会、コンクール等に予選を勝ち抜いて県大会、東北大会、全国大会に出場する学校に対して交通費・宿泊費等の経費の一部を補助して、安全な移動手段の確保、保護者負担の軽減を図ることを目的としております。毎年、前年度の実績等を踏まえて当初予算に予算化しておりますけれども、部活動の成績によって補助金額が決定するものとなっておりますので、事業の概要にも記しておりますが、補助の対象となる大会に、経費の補助率等についてご覧いただいたとおりになりますけれども、申請されたものを精査して、当初予算額に対して、これまでの支出額と今後の支出見込み額を検討させていただきました。その結果、小・中学校費ともに補正をお願いしなければならない状況となりました。補正予算にあたっては10月30日までの提出ということでありましたので、この度別冊でもお手元に資料を示させていただいておりますけれども、10月24日現在で執行された額とその後把握できている派遣に関わるものについて、一覧として別冊で資料を出させていただいておりますが、それらを計算してみましたところ、小学校で606千円、中学校で1,626千円の補正が必要となっております。各校の努力の成果でありまして、上級大会出場できることは大変大きな励

みとなるとともに、勝ち進むことができなかつた学校にとっても目標になります。部活動の種類、大会によって多額の補助金となる場合もございますが、教育活動としての部活動を奨励し、且つ、保護者の負担軽減を図ることができますので、どうかこの事業について実施できますよう、よろしくご審議いただきたいと思います。

続きまして、次の資料は横置きの資料No.4「大仙市補正予算〔12月補正②〕」の15頁をご覧ください。ちょうど真ん中ほどにカタカナでありますように「ウインタースポーツ活動助成費」であります。小学校が実施するスキー教室に要する経費でございます。補正額は181千円で、財源は全て県の補助金となります。県保健体育課主管の補助事業でありまして、5年目の事業で、主に使用料・賃借料となるものであります。本事業は、雪国に育つ子ども達のウインタースポーツに親しませ、冬期間の運動不足を解消して児童の体力の維持・向上を図ることを目的として、大仙市が補助対象者となって、小学校が体育行事として実施するスキー教室に要する経費に対して、1校当たり100千円を上限として補助金を受け、バスの借り上げ、リフト代、或いは外部指導者の謝金等に支払うことができる、県教育委員会の補助事業であります。補助金の申請につきましては、スキー教室、体育の授業等としてスキー授業合わせて年間6時間以上の実施という条件を満たす学校が申請しております。保健体育課が計画書の内容を精査いたしまして、申請校の授業時間数、実施規模、取組の評価を行って、補助対象校を決定しております。ただし、昨年度から過去3年間、この事業の補助を受けた学校が対象外とされておりまして、昨年度7校でありましたが、今年度は4校となっております。これまで大仙市の学校はこの事業、かなり使ってきているということでございます。今年度本市からは、大川西根小、角間川小、神岡小、太田東小の4校が申請したところ、全てが補助対象校となりましたので、今回の補正をお願いするものであります。なお、市内の全ての小学校でスキー教室、スキー授業が行われる予定で、市内スキー場の活用についても全ての小学校が活用を予定しておりますが、市内のスキー場も使いますが、リフトの台数とか或いは子どもの技能レベル等に応じて、多様なゲレンデが利用できるということで、田沢湖スキー場も利用するという計画が6時間以上のこの計画の中には入っております。このことにつきましては、交流と連携をキーワードにしておりますので、多様な体験を積ませたいという意味でご理解いただきたいと思います。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。大山委員。

○委員（大山利吉） 千田次長。この額、増えれば増える程いいわけだな、最高に喜ばしいことだけでも。この資料、もしできるのであれば、中学校ごとだけでも、東北大会何々、全国大会何々、一目瞭然で、東北と全国くらいは分かるような区分けをしていただければ大変有り難いと思いますが。もし、手数かけますが。

○委員長（小山緑郎） 千田次長。

○教育指導部次長兼教育指導課長（千田寿彦） 今後そのように工夫させていただきます。ありがとうございます。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第183号、教育委員会所管の補正予算について、説明を終了いたします。なお、討論・採決は健康福祉部所管の補正予算説明後に行います。

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩します。再開は11時とします。

（ 休 憩 午前10時49分 ）

（ 再 開 午前11時03分 ）

○委員長（小山緑郎） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。ここからは、健康福祉部関係の議案について審査いたします。はじめに、小野地健康福祉部長からご挨拶をお願いします。

○健康福祉部長（小野地淳司） おはようございます。本日、教育福祉常任委員会にご審査をお願いしております健康福祉部所管の案件につきましては、補正予算案1件となっております。今回の補正予算案につきましては、平成27年度に神岡児童クラブの移転改築を行うための実施設計関連補正並びに社会福祉法人柏仁会が西仙北の刈和野地区に建設を進めております障がい者福祉施設と介護保険施設からなる複合施設整備費に対する財政支援関連の補正の他、昨年度に引き続き、国の保育士等処遇改善臨時特例事業によりまして、市内の保育士、保育園に勤務する職員に対する処遇改善の補助を実施する補正予算をお願いしております。その他、補助金の確定に伴います財源振替をその内容としております。詳細につきましては、このあと担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。なお、お手元に今、「こ

んなときどうする」ということで、障がい者を理解するためのガイドブックをお手元に配布させていただいております。今回、補助事業をちょっと利用いたしまして、700部ほど作成しております。所謂、障がい者の方々の理解していただくというような形で、市内の銀行の窓口や或いは郵便局、JR等にこのガイドブックを窓口に置いていただきまして、障がい者の理解のためにお願いしたいというような内容になっております。よろしくお願いたします。

○委員長（小山緑郎） ありがとうございます。それでは、議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のうち、健康福祉部所管の予算についてを議題といたします。当局の説明を求めます。大屋敷健康福祉部次長兼社会福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（大屋敷忠之） 座って説明させていただきます。よろしくお願いたします。議案第183号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」のうち、社会福祉課所管分についてご説明いたします。資料No.4補正予算書12頁をご覧ください。3款1項1目「社会福祉総務費」91事業「地域福祉振興基金積立金」につきまして、300千円を補正し補正後の額を300千円とするものでございます。これは、戸蔭字錨にあります万SAI堂大曲店（旧マンガ倉庫）より、市の福祉の充実のためにと、平成26年8月28日に300千円の寄付の申し出があったことから、同額を「地域福祉振興基金」に積立てる補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、小松健康福祉部次長兼生活支援課長。

○健康福祉部次長兼生活支援課長（小松正忠） 同じく、議案第183号のうち、生活支援課所管にかかる予算についてご説明申し上げます。資料No.4の補正予算書は12頁となりますが、資料No.4-1主な事業の説明書を使って説明させていただきますので、説明書の6頁をお開きください。3款1項5目63事業「障がい者施設整備事業費補助金」であります。この事業は、障がい福祉サービスの基盤整備を促進するため、社会福祉法人が実施する施設整備に対して補助金を交付するもので25,073千円を補正するも

のです。最初に、現在、社会福祉法人柏仁会が進めております障がい者施設と介護保険施設からなる複合施設の整備事業の概要をご説明いたします。事業の概要（１）の表中③総事業費は7億2,967万円、④敷地面積は2,643.46㎡、⑤スケジュールについては平成26年度分工事を第1期とし、工事の着工が7月、竣工を2月、事業開始を平成27年4月予定としております。平成27年度分工事を第2期とし、事業開始を平成28年4月を予定としております。⑥整備計画につきましては、障がい者施設が延べ床面積1,417.39㎡となっており、ほとんどを平成26年度整備分としております。また、介護保険施設は延べ床面積707.72㎡となっております。7頁に今回の施設整備の概要をまとめておりますのでご覧ください。左半分が現在の状況です。右半分が平成27年度以降の状況となります。障がい者施設である「柏の郷」で実施していた生活介護、相談支援、日中一時支援が点線の矢印にしたがって複合施設に移設されます。さらに、就労継続支援A型と共同生活援助が新設され【】で新設と書かれた事業が補助対象事業となります。なお、介護保険施設関連も同じような意味合いとなります。6頁に戻りますが、頁中段の（２）の障がい者施設の特徴といたしましては、国の施策である地域移行を積極的に推進するため、公共施設や生活利便施設があり、利用者にとって環境の整った地域に新たな施設を設けたこと。市の障がい者福祉サービス提供体制が拡充され、特に就労継続支援A型は、圏域内初の設置となること。共同生活援助は、長期入所者や精神科病院の入院患者の地域移行をする場所として位置づけられることなどが上げられます。次に、市の支援につきましては、障害者施設整備事業費補助金の交付要綱により、国庫補助基準単価の6分の1を助成するものです。本事業は、平成22年度に社会福祉法人あけとおりに会への補助金交付があり、施設の利用者が住民との交流などをきっかけに地域で暮らし、対等な立場で社会への参加ができるようになっております。今回も、地域にひらかれた施設として、地域活性化や利用者の社会性向上などの効果が期待できるものと考えております。なお、財源はすべて一般財源となっております。本日、追加資料としてA3版の完成イメージ図と1階及び2階の平面図を配布しております。資料2頁をご覧ください。資料の2頁が平面図になりますけども、左上に凡例がありますが、障がい者施設となるのは、1階部分にある生活介護、就労支援、障害者相談支援センターとなります。2階部分となるケアホームとなります。そういう感じで新しい施設がなるようでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。石塚委員。

○委員（石塚柏） 数日前、一般質問で財政のこと質問させていただきました。非常に財政見込みが厳しいというふうに認識しているものですから、直接の話にならないかもしれませんが、ちょっとお尋ねしたいと思います。大仙市は財政計画はないということなんです、この間の答弁。今回のこの柏仁会の施設、反対してるわけじゃなくて、これからどんどん、どんどんこういうふうに施設が多くなっていくといった場合、財政的にどうなんだということを、どの程度検討されて、というのはむしろ財政課なり総務部の方でできるわけですけど、そっちの方とのやりとりで、どの程度の検討が加えられた中で、実施設計やるということはほぼスタートじゃないですか。だからこれが作られて、建設費がどの程度で、ランニングコストについては、柏仁会の方で全くもてるからほとんど補助だなんだということはないだとか、あるだとか、そういったことについて、きちっとこの事業全体の財政計画にのってくような、そういう検討のやりとりを、どの程度、総務部の方と財政の方とされているのか。ちょっと質問ばやとしてるかもしれませんが、思いつくままご説明をお願いできれば有り難いと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 小松次長。

○健康福祉部次長兼生活支援課長（小松正忠） 正しい答えになるかどうかあれなんですけども、柏仁会の今回の建設につきましては、建設費につきましては、柏仁会の方が県と国の方に建設補助を申し込んでおります。その他に自己資金と借入ということで、この建設事業に関しましては柏仁会さんの方で経費を負担しているというふうに考えております。今回市の方で補助してるのは、障害者施設に関しましては、ケアホームなりグループホームなり、就労型のAなり、要は自治体で事業所を開設してやるということとはできない関係上、事業所さんの方で建設していただいて、そういうものがあれば障害者さんが通えると、そういう環境を作っていただいたということに関しまして、市の方でもそういうことで若干支援したいということでやったものでございます。ですからランニングコストとかそういう件に関しては、全て柏仁会さんの方でやるということで。私たちの方では、ここに通う障害者さんの方の支援というかその国庫と合わせて福祉サー

ビスについて、国、市と合わせて経費負担するというふうな感じになってございます。  
そういう答えでよろしいでしょうか。

○委員長（小山緑郎） 石塚委員。

○委員（石塚柏） だいぶ分かりました。建設費の方については、柏仁会が主体になって  
国に補助を受けて、自己資本或いは借入金でやっていくよと。ですから市の方では恐ら  
く持ち出しはないだろうということのようです。それ以外で、今回の設計費云々だとか  
補助あるわけですけど、完成までの間に市の方で持ち出しになりそうなもの、今から分  
かるものはあるんですか。今回でたものでほぼなしと。

○委員長（小山緑郎） 小松次長。

○健康福祉部次長兼生活支援課長（小松正忠） 建設関係に関しては今回の25,000  
千円でないと思います。25,000千円も建設の建物の方に使ってくださいというこ  
とで、特にこれ建てれ、これ建てれというわけではないんですけども、そうふうな建設  
の足しというわけではないんですけども、糧にしてくださいということでございます。  
備品購入とか新たな備品に関しては、市の方では特に今のところ支援することはござい  
ません。

○委員（石塚柏） 委員長、結構です。ありがとうございます。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、高橋児童家庭  
課長。

○児童家庭課長（高橋利省） 児童家庭課所管の補正予算について、ご説明申し上げます。  
資料No.4 補正予算書は12頁をご覧ください。はじめに3款2項1目17事業「家庭支  
援対策費」補正額0円は、財源振替であります。事業説明書はありません。これは、平  
成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、国が平成  
26年度から先行して保育緊急確保事業を実施したことによって、補助率が県2分の1  
から、国3分の1、県3分の1になったことで補助金が増額となり、一般財源を減額す  
るものであります。

次に、3款2項2目12事業「放課後児童クラブ管理運営費」補正額1,220千円  
であります。事業説明書はありません。これは、平成27年度に移転新築工事を予定し  
ている神岡児童クラブの実施設計業務委託料を補正するものであります。神岡児童クラ

ブの建築にあたりましては、4年生以上の児童も一緒に利用することを考慮した大仙市独自の基準を定め、年齢に幅のある子ども達が一緒に、安全にのびのび過ごせる施設を考えております。実施設計のうち、建築部分は建築住宅課で進めておりますが、機械設備、電気設備の設計を委託するものであります。移転場所は、神岡小学校に隣接した旧かみおか幼稚園跡地で、利用定員は小学校1年から6年まで70人規模を予定しております。補正額の財源内訳は、全て一般財源であります。

次に、3款2項2目18事業「地域子育て支援拠点事業費」と、その次の3款2項2目19事業「ファミリー・サポート・センター事業費」は、いずれも補正額0円で、最初に説明しました家庭支援対策費と同様の理由による財源振替であります。

次に、3款2項3目61事業「法人立保育所補助金」は、主な事業説明書、資料No.4-1の8頁をご覧ください。この説明書には、10款4項2目61事業「法人立幼稚園補助金」を合せて記載しております。関連がありますので一緒に説明させていただきます。なお、幼稚園費の補正予算書は、15頁になります。はじめに3款2項3目61事業「法人立保育所補助金」補正額50,058千円と、10款4項2目61事業「法人立幼稚園補助金」補正額2,256千円は、保育士並びに幼稚園教諭の処遇改善実施に要する経費への補助であります。2事業の概要の欄をご覧ください。保育所分については、昨年に引き続き、国が進める待機児童解消加速化プランにより、保育士等の処遇改善を実施する保育所に対し、実施に要する経費の10分の10を補助するもので、財源として国8分の6、県8分の1の補助金を見込んでおります。幼稚園分については、職員は保育所と同じ法人に勤務しており、保育所と同様の処遇改善が必要であるとして、実施に要する経費の2分の1を、市単独で補助するものであります。事業の内容は、保育所分が合計24園で対象職員が534人、補助金は①の額で50,058千円。幼稚園分が合計7園で対象職員が45人、補助金は②の額で2,256千円であります。財源内訳は、国庫支出金の保育緊急確保事業費補助金37,543千円と、県支出金の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金6,257千円であります。

次に、補正予算書12頁、3款2項4目10事業「へき地保育所管理運営費」補正額0円は、財源振替であります。理由は、家庭支援対策費と同様であります。補助率は県2分の1から、国2分の1、県4分の1になったことによるものであります。

以上、児童家庭課所管分の補正について、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。



○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。石塚委員。

○委員（石塚柏） 2つ質問させてください。1つ目は保育士さんだとか非常に募集に応じてくれないと。保育士さんが足りないがために子育て、頼みたいお母さんの希望に答えられないという話があります。今回は保育士さんと幼稚園の先生の両方ですけど、需要としては保育士さんの方が高いんですか。というのは、私は幼稚園の先生ってかなり高い給与関係、待遇面、保障されているんじゃないかという先入観ちょっとあります。実際困っているのは保育士さんの方なのか、いやそうじゃなくて両方とも困ってますよということなのか、そのことが1点。

それから今回提出していただいた資料は、よくまとめてはいただけてますけど、これ1人当たり、人数、例えばですね、保育士さんは534人が対象です。幼稚園は45人ですというのは分かるんです。額も分かるんですが、実際これで、例えば保育士さんの場合、平均給与は187千円ですよと。それを5千円だとか12千円は平均値で平均のベアで上がっていきますよというようなあたりですね。それから現実、課長さんがこれだけのベースアップがあれば、ほぼ今困っている状況から抜け出せると思っているのか、思っていないのか、ただお金これだけですと言われると、我々としては本当にどこまでいいのかなということが、ちょっと判断つけかねますので、この2点についてちょっとお答え願えませんでしょうか。

○委員長（小山緑郎） 高橋課長。

○児童家庭課長（高橋利省） ただ今のご質問にお答え申し上げます。はじめに、幼稚園教諭と保育士と、どちらの需要が多くて足りないのかというご質問でございましたけれども、現在法人では認定こども園化を進めておりまして、採用する際、保育士の資格、それから幼稚園教諭の資格、両方持っている方を採用するようにしております。従いまして、採用後に保育所に勤務したり幼稚園に勤務したりということで必ずしも同じ職種というわけではございません。従いまして、給料につきましても、法人では同じ給料表を使いまして、保育士も幼稚園教諭も同じ待遇というふうに伺っております。今回の処遇改善の額でございますけれども、国の方ではその保育士が若くしてやめる方が多いということで、そのために賃金の面で処遇を改善して、保育士の定着を目指して、入所を希望する親御さんの需要に応えたいということで、この処遇改善を実施しているものです。具体的には平成27年度の新制度で保育所の運営費にあたる公定価格の引き上げを

行って、継続的に処遇改善を図っていこうという計画でありますけども、これを25年度から2年間前倒しして実施しているのが、この処遇改善臨時特例事業というものでございます。額の算定につきましては、保育士の経験年数によること、保育所の定員によって保育所毎に単価が定められますけども、法人では保育所毎に待遇改善が偏らないよう、同じ額で処遇改善を行うということで、保育士も幼稚園教諭も同じ処遇改善が計画されております。額につきましては、法人によって交付金の額が違いますので、多少の違いはございますけれども、保育士、調理職員、それから常勤職員、非常勤職員、経験年数などによってその額を定めて、条件が同じ場合は同じ額を一時金として支給する計画と伺っております。また、この金額によってどの程度定着が図られるかということではございますけれども、国の方で27年度以降、単価の改正を行って継続的に支援をしていくということでございますので、引き続き、保育士が集まっていただけるように期待しているところでございます。以上です。

○委員（石塚柏） 2点目。

○児童家庭課長（高橋利省） 失礼しました。この改善によって、保護者の需要に応えられるかということだと思いますけれども、具体的にこの額がこれまでの給与基準に比べて、どれくらいの改善が図られて、実際に働く保育士さんがどれくらい満足するかというのは、なかなか分からないわけですけども、継続的に改善が図られていくということで、保育士の応募なり増えていくのではないかとこのように期待しております。

○委員長（小山緑郎） 石塚委員。

○委員（石塚柏） 今ご説明いただいたように、国の方で保育士さんがどんどんやめちゃうよと、或いはなかなか募集しても応じてくれないと。それに伴って保育士さんの給与上げて、だいぶ上げて、幼稚園の先生も置き去りにするわけにいかないから、バランスを考えて両方上げますよということで説明は分かりました。私、2点目で聞きたいのは、恐らく国で保育士さんの処遇改善をするときに、掴み金でこっだけあげなさいなんてことは絶対しないと思う。必ず賃金統計を持ってて彼らは賃金表があって、こっだけあげたらばだいたい治まるんでねがということで、平均賃金があって、それに対してなんぼ財源手当して、これでいけば1人あたり18千円になりますよと、月ね、仮にだ。そういうふうに、その姿をやっぱりちょっと私は見て、反対したいなと思うんですけど。その辺の所は資料としてはないということですかね。

○委員長（小山緑郎） 高橋課長。

○児童家庭課長（高橋利省）　今回賃金改善の水準ですけれども、国の方では勤務年数に応じて運営費の1%から4%の範囲でこの改善費を見込んでおります。具体的には民間施設給与改善費という加算の項目がありまして、それが現在4%から12%経験年数によって施設毎に加算されております。これを5%から15%の範囲で加算するというふうになっております。今回の補助金の確認につきましても、改善前の給与月額に下がっていないこと、或いはその一時金で支給されたものが確実に個人に支払われているということを、市町村が確認することになっておりますので、その点を確認していきたいというふうに思っております。

○委員長（小山緑郎）　石塚委員。

○委員（石塚柏）　最後ですけど、これ額、保育会、大空大仙渡りますよね。金額渡るから。園の方では、だいたいこだけ手当できるなという目算は当然あると思うんですよ。25,000千円くる、いがったななんて話、終わってるわけないと思うんでね。その辺はこだけ何%、月例給であればこだけ改善なりますよといったあたりはありそうな気、しますけどね。なければないで結構です。

○委員長（小山緑郎）　高橋課長。

○児童家庭課長（高橋利省）　今回の改善につきましては、本給の改善ではなくて、一時金として支給するというふうになっております。と言いますのは、国で25年度から前倒しで行いましたけれども、実は昨年度の段階では26年度も実施するというのは確約されておりましたので、法人保育所の方としては財源の裏付けに応じて処遇改善を行うということで、昨年度に引き続き、今年度も一時金での対応となっております。ですから27年度以降は今国の方から示されている公定価格の中で、職員の処遇改善分のアップが唱われておりますので、その額を見込んで、賃金表の改定が行われるものというふうに期待しております。

○委員長（小山緑郎）　よろしいですか。

○委員（石塚柏）　いいです。大丈夫。

○委員長（小山緑郎）　他にございませんか。児玉委員。

○委員（児玉裕一）　今回処遇改善と言うことでアップすることは非常にいいことだども、実際若い人方がやめるという要因はもう1つあるんだすよな。やっぱり結婚して子どももてば保育士さんも、産休ほとんど1年以上休んでしまうんだよな。そうする間に次の第2子ということで、たいてい3年か4年休んでしまうケースが多いわけだから。やっ

ぱりそのあたりの処遇改善もしておかねば、その間に別さ行く可能性もあるんだすよな、黙って見てれば。その辺りもう少しやっぱり、今の一時金の処遇だけでねぐ、その辺りの改善、もう少しやってやれば、自分の家庭だって子どもを育てるっていえば大変なのに、あの0歳児とか1歳児、両方さ抱えてやっぱりあの保育士さんを見てれば大変だと思うんだすよな。その辺り、もう少し現場見て処遇改善してくだされば、保育士の方々もまた行かねねのかなという感じすると思うども。今言ったとおり、払ったらいいべといった感じだけでは、ちょっとこの後同じような結果になりかねないのかなといった感じがしますので、もう少し、国や県さ働きかけてやっぱり現場もう少し見てもらった方がいいような気がしますけど。

○委員長（小山緑郎） 高橋課長。

○児童家庭課長（高橋利省） なかなか市単独ではできない部分もございますけれども、今委員のおっしゃられたように、県、国の方に機会があれば伝えてまいりたいと思います。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（児玉裕一） はい。

○委員長（小山緑郎） 後藤委員。

○委員（後藤健） 今の児玉さんと柏さんとほとんど重なるような話なんですけども。国の方で進めている事業ってことなんですけども、保育士の処遇が悪く思ってるから改善を図ろうとするのであって、実際僕もあまりいいとは思ってないんですけれども。これ一時金でぼんとやっても、根本的な解決にはならないとは思うんですよな。さっき、課長の答弁でも、来年度からの子ども子育てで継続してやるというような話だったんですけども、これ来年以降も一時金という形で継続されるものなのかどうかというところ、あと児玉さんがおっしゃったように、お金だけでなく、仕事の内容が大変だというのが保育士さんの一番の悩みというか、そこだと思うんだすよな。まず人員配置の面も含めて、例えば大空大仙と大曲保育会、これ子どもの人数にもよるのかもしれないですけども、保育士さんの数、同じ園の数でもちょっと人数も。大空大仙さんだって270人で足りてるとは思わないですけども、大曲保育会に限っては大空大仙より40人も少ないという現状があると思うんで、その辺のやっぱり、業務内容の改善と言えいいですか、1人あたりの保育士さんの業務量をもっと負担を減らすようなこともやっぱりや

っていないと、現状やっぱり一緒だと思うんですよね。その辺なんか考えあればお聞かせ願いたいんですけども。

○委員長（小山緑郎） 高橋課長。

○児童家庭課長（高橋利省） ただいまの処遇改善と職員の勤務内容の件につきましてですけれども、処遇改善につきましては、27年度以降につきましては、まだ国の方からどういう基準で賃金改定を行うようにという指示はございませんけれども、恒久的に運営費があがるということで先程申しましたように、給与表の改定が行われることを期待しているところです。業務の内容につきましては、24年度から保育所の指導監査を市が委任を受けまして行っております。その当時県から一緒に同行していただいて指導監査をしてるわけですけれども、やはり直接子どもに関わる保育の時間の他にも書類整備、書類書きの時間が大変多いというのが県の方でも認識しておりまして、その当時から監査の重点項目の中で、書類を減らすと、色んな書類があるわけですけれども、重複して記載しないようにですとか、内容も簡潔に記載するようにというようなことで、事務量の軽減についてはこれからも引き続き指導してまいりたいと思います。

○委員長（小山緑郎） よろしいですか。

○委員（後藤健） いいです。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。細谷委員。

○委員（細谷洋造） この内容については理解しました。ちょっと、我が家で起こった実情だけをちょっとお話を聞いていただいて、ちょっと今後の参考にさせていただきたいなと思っているんですけども。実は家の息子のお嫁さんというのが1月26日から勤務をしようとして、10月頃からかみおか保育園に1歳児保育申し込んだんですけども、12月頃という返事になってるようなんですけども、返事は駄目であれば帰ってこないというようなことらしいんですけども、正式にはですね。でも本人が気がかりなもんだから、色々聞いたらしいんです。そしたら、やっぱりできなかつたと。恐らく祖父、祖母、受け入れられなければどうしますかという欄があって、そこに祖父・祖母が最終的には見るよりほかにないというような形で帰ってきたらしいんですけども。0歳児から2歳児、先程、石塚委員のおっしゃった、どこまで解消するのかという議論になると、私はこれはもう、この状況見てくると、どうも解消にはならないのではないのかなと思ってるんです。つまり、もう1つ付け加えると、花館、それから強首、刈和野、これも皆お願いしてみたんですけど、一時保育も駄目という状況でした。ですから、恐

らく解消になるというところまでは恐らく行かないんだろうというふうに私は理解したんですけれども。どうなんでしょうね。昨日もちょっとあるところでお話したんですけども、駆け込み寺じゃないんですけども、駆け込み相談課所みたいなところを何か考えていただけないもんかな、なんてちょっと思ったんですけども。私はこれ、0歳児から2歳児までは、ちょっと無理なんだと、今の現状では、恐らくそうなんだと理解しました。何か、例えばそういうふうに環境にある若い働ける母親の人たちが、相談できるようなそういった場所、何かできないものかなと、そんなことを少し考えてもらえないもんかな、なんて、ここずっと、ここ12月に入って少し考えてるところなんですけれども。その辺のところを少し頭に入れて、どうか共有なさっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。答弁いりません。

○委員長（小山緑郎） 他に。石塚委員。

○委員（石塚柏） すごく保育園のことは有権者の人たちから結構くるものですから。1点だけ質問させてください。ちょっと電卓がないので計算間違ってるかもしれないけども、保育園分534人で50,000千円ということは、これ割ると1人あたり40千円から50千円。一時金で40千円から50千円だすよね。普通夏・冬なんて意識あるものだから、割ってみると20千円から25千円。これ勤務年数に応じて傾斜配分することになれば、若い人はもっと少ないですよ。この金額のレベルで、こんな言い方して悪いけど、効果ゼロではないでしょうけど、人をぐっと引きつけて、今みんな困っているように保育士さんを手当するというようなレベルの補助金なんですかな、これ。私ちょっと疑問だな。聞かれても課長困るべども。私の見方間違ってるか。

○委員長（小山緑郎） 高橋課長。

○委員（高橋利省） ただ今委員の方から、人数で割ると1人4,5万というお話でしたけども、実は単純平均で90千円程になります。

○委員（石塚柏） んだが。

○児童家庭課長（高橋利省） 具体的には10年以上勤務している保育士は110千円程。それから10年未満ですと90千円程というような形で金額が支給される予定でございます。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（石塚柏） 結構です。

○委員長（小山緑郎） 後藤委員。

○委員（後藤健） すみません。ちょっと今のところなんですけども、さっき確かそう言ったと思うんですけども、若い保育士さんをつなぎとめると言えばいいですか、そういう話であれば、逆だと思いませんか。その辺は、国の指導なもんですか。その勤務年数10年以上が高くて、10年未満が安いというか低いというのは、国の指導なもんだすかね。

○委員長（小山緑郎） 高橋課長。

○児童家庭課長（高橋利省） 具体的にどういう金額でどの範囲まで支給するかというのは、実は各保育所に任せられておまして、法人の中でも保育所の中でも保育士に限らず、パートの方も全員改善を行うということで決められているようです。額については、様々な見方があると思います。その通りだと思います。以上です。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（後藤健） はい。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、豊嶋健康福祉部次長兼健康増進センター所長、説明をお願いします。

○健康福祉部次長兼健康増進センター所長（豊嶋真紀子） 健康増進センター所管の補正について、ご説明申し上げます。資料No.4 補正予算書13頁をお開き願います。事業説明書はございません。はじめに、4款1項2目13事業「こんにちは赤ちゃん事業費」補正額0円、財源振替でございます。これは、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」への円滑な移行を図るため、国の「保育緊急確保事業」が平成26年度から先行的に実施され、補助金が県2分の1から、国3分の1、県3分の1になったことにより、一般財源を減額するものがあります。

以上、健康増進センター所管分の補正につきまして、説明を申し上げます。よろしく審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第14号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情」を議題といたします。当局より参考意見等ありましたら、お願いしたいと思います。小松健康福祉部次長兼生活支援課長。

○健康福祉部次長兼生活支援課長（小松正忠） ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情について、健康増進センターに係る部分と生活支援課に係る部分がございますので、私の方で一括で説明させていただきます。まず最初に、肝炎対策の推進についてご説明いたしたいんですけども、平成25年3月に策定されました秋田県肝炎対策推進計画によりますと、秋田県における肝炎ウイルス感染者数、俗に言うキャリアの推計は28千人から34千人となっているようです。平成20年の肝炎患者数は、推計ですけども約4千人となっております。この計画の中で、秋田県においても国の対策をもとに、肝疾患医療ネットワークによる診療体制づくり、県内の保健所や委託指定医療機関での無料肝炎ウイルス検査の実施、医療助成などの対策を行っております。しかしながら、肝炎ウイルスに感染しているけれども自覚がない方が多数存在するということがあります。適切な医療の提供ができていない状況があります。それらの課題解決のために施策がまとめられているところでございます。その施策としては、肝炎に関する正しい知識の普及、感染予防の推進、検査の受診促進、医療体制の確保、患者等への支援などとなっているようでございます。さて、実際医療費の助成につきましては、陳情書にありますように、インターフェロン、核酸アナログ製剤など、慢性肝炎の抗ウイルス療法に限定された助成となっております。治療をしましたが治らなくて、残念ながら肝硬変や肝ガンに進んでしまった方が、入院或いは手術が必要になった場合の医療費助成が何もないという現状のようです。今回の陳情は、慢性肝炎を経由して、肝硬変等になる方もいるわけですので、継続した治療が必要という観念から助成対象を拡充す



ることをお願いしているものと思われます。また、障害者手帳の認定区分につきましては、平成22年4月から肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されるようになりましたが、対象となる方が、非常に厳しい認定基準をクリアしていることや、肝臓移植を受けて、抗免疫療法を実施している方となっているようです。現在、大仙市も4名の方が肝臓機能障害による身体障害者手帳を交付されておりますけれども、このうち、肝炎ウイルスによる方は2名で、手帳交付年を見ますと平成22年と24年となっております。今回の陳情は、実際に障がいを負った人の実情に合った制度に変えていただきたいということになります。なお、この認定基準につきましては、厚労省の定める身体障害認定基準によります。

以上、簡単ですが説明を終了させていただきます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。本件に関して、質疑、意見等ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ、採決いたします。本件につきましては、採択することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。ただいま、陳情第14号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただいまお配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決しました。

次に、陳情第16号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」を議題といたします。本陳情につきましては、昨年、同一の団体から提出され、平成25年第4回定例会で審議し、採択としております。今回提出されました陳情項目

①～③までは同じであり、今回④が追加されております。ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長 (小山緑郎) なければ、採決いたします。本件につきまして、採択することにご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長 (小山緑郎) ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。ただいま、陳情第16号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長 (小山緑郎) ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。ただいま配布しました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただいまお配りいたしました意見書案について、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長 (小山緑郎) ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決しました。

次に、陳情第17号「介護従事者の処遇改善を求める陳情書」及び、陳情第19号「介護従事者の処遇改善を求める陳情」については、内容が同じと思われますので、一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長 (小山緑郎) ご異議なしと認めます。それでは陳情第17号「介護従事者の処遇改善を求める陳情書」及び、陳情第19号「介護従事者の処遇改善を求める陳情」を議題といたします。本陳情につきましては、平成25年第4回定例会で審議し、採択としております。今回提出されました陳情項目と同じであります。ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長 (小山緑郎) なければ、採決いたします。本2件につきましては、採択することにご異議ございませんか。大山委員。

○委員 (大山利吉) ちょっと休憩してけれ。

○委員長（小山緑郎） 暫時休憩します。

（ 休 憩 午前 1 1 時 5 8 分 ）

（ 再 開 午後 1 2 時 0 0 分 ）

○委員長（小山緑郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。同じものきた場合の対応について、また報告させていただきたいと思います。

本 2 件につきましては、採択することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本 2 件は採択すべきものと決しました。ただいま、陳情第 1 7 号及び陳情第 1 9 号が採択されましたので、会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出したいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

ただいま配布しました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただいまお配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決しました。

次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りします。お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了しました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、そのように決しました。この際、委員の皆様から何かございましたら、お願いしたいと思います。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（小山緑郎） ないようですので、これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

( 閉 会 午後 1 2 時 0 3 分 )

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 小 山 緑 郎